新旧対照表

新	旧
秋田県週休２日制工事に関する港湾空港課運用 要綱第２条関係（定義）（略） 要綱第３条関係（休日） １　現場閉所の確認方法 　発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　完全週休２日（土日）において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。 　なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 ２　交替制の確認方法 　発注者は、受注者に対し、別紙３－１「履行報告書」に別紙３－２「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　完全週休２日交替制において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休２日交替制を達成したものとみなす。 　なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 ３　受注者の責によらない事象への対応 　週休２日制工事実施にあたり、受注者の責によらない災害対応や現場条件、気象条件の変化等により週休２日の確保が難しいと想定される場合は、受発注者間で協議のうえ、該当期間を対象外とするなど、週休２日の推進のため、柔軟に対応すること。 　ただし、完全週休２日（土日）または完全週休２日交替制ともに、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合にあっても、必要最小限の期間とするものとし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めること。 【受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例】 ・発注者が想定している猛暑、降雨日等の日数を上回る場合 ・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象 ・工事用地等の確保ができず、施工できない場合・設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む） ・文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合 ・関連工事との調整により施工ができない場合	**秋田県週休２日制工事に関する港湾空港課運用** 要綱第２条関係（定義）（略） 要綱第３条関係（休日） １　現場閉所の確認方法 　発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　完全週休２日（土日）において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。 　なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 ２　交替制の確認方法 　発注者は、受注者に対し、別紙３－１「履行報告書」に別紙３－２「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　完全週休２日交替制において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休２日交替制を達成したものとみなす。 　なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第４条関係（対象工事及び発注方式）～要綱第６条関係（工期変更）（略） 要綱第７条関係（工事費の積算） （港湾工事における工事費の積算） １　港湾工事における積算は、以下のとおりとする。 （１）発注者指定型 当初予定価格は月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは、その補正係数を除した変更とし、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。 （２）受注者希望型 当初予定価格は月単位の週休２日の補正係数は考慮しない。 なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。 （３）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表１による。 （空港工事における工事費の積算） ２　空港土木請負工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする。 （１）完全週休２日（土日） 当初予定価格は完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成のもの又は、完全週休２日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休２日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休２日の補正係数に変更し、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休２日が未達成のものについては、月単位の週休２日の補正係数を除した変更を行うものとする。 （２）完全週休２日交替制 当初予定価格は完全週休２日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休２日交替制が未達成のもの又は、完全週休２日交替制の取組を希望しないもの（完全週休２日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休２日交替制が未達成のものについては、月単位の週休２日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。 （３）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表３による。	要綱第４条関係（対象工事及び発注方式）～要綱第６条関係（工期変更）（略） 要綱第７条関係（工事費の積算） （港湾工事における工事費の積算） １　港湾工事における積算は、以下のとおりとする。 （１）発注者指定型 当初予定価格は月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは、その補正係数を除した変更とし、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。 （２）受注者希望型 当初予定価格は月単位の週休２日の補正係数は考慮しない。 なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。 （３）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表１による。 （４）市場単価の補正係数は別表２による。 （５）秋田県週休２日制工事の補正における端数処理は別表６による。 （空港工事における工事費の積算） ２　空港土木請負工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする。 （１）完全週休２日（土日） 当初予定価格は完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成のもの又は、完全週休２日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休２日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休２日の補正係数に変更し、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休２日が未達成のものについては、月単位の週休２日の補正係数を除した変更を行うものとする。 （２）完全週休２日交替制 当初予定価格は完全週休２日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休２日交替制が未達成のもの又は、完全週休２日交替制の取組を希望しないもの（完全週休２日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休２日交替制が未達成のものについては、月単位の週休２日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。 （３）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表３による。 （４）市場単価の補正係数は別表４による。 （５）土木工事標準単価の補正係数は別表５による。 （６）秋田県週休２日制工事の補正における端数処理は別表６による。

３　航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする （１）「秋田県週休２日制工事に関する営繕課運用」によるものとする。 （２）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。 要綱第８条関係（その他） １　余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。 ２　発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休２日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。 ３　各種参考様式（別紙２－１、２－２、３－１、３－２）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。 附　則 この運用は、令和６年１０月１日から施行する。 附　則（令和７年９月５日港－４１６　一部改正） １　この運用は、令和７年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休２日制工事に関する港湾空港課運用の規定は、令和７年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。 附　則（令和８年９月３日港－３３５　一部改正） １　この運用は、令和８年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休２日制工事に関する港湾空港課運用の規定は、令和８年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。	３　航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする （１）「秋田県週休２日制工事に関する営繕課運用」によるものとする。 （２）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。 要綱第８条関係（その他） １　余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。 ２　発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休２日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。 ３　各種参考様式（別紙２－１、２－２、３－１、３－２）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。 附　則 この運用は、令和６年１０月１日から施行する。 附　則（令和７年９月５日港－４１６　一部改正） １　この運用は、令和７年１０月１日から施行する。 ２　この運用による改正後の秋田県週休２日制工事に関する港湾空港課運用の規定は、令和７年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

（別表）

別表１　港湾工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

（１）現場閉所及び交替制

	通期の週休２日工事 （４週８休以上）	月単位の週休２日工事 （４週８休以上）
――	補正なし	――
共通仮設費率		1.02
現場管理費率		1.03

現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上

（別表）

別表１　港湾工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

（１）現場閉所及び交替制

	通期の週休２日工事 （４週８休以上）	月単位の週休２日工事 （４週８休以上）
労務費	補正なし	1.02
共通仮設費率		1.02
現場管理費率		1.03

現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上

【削除】

別表２　港湾工事における市場単価の補正係数

	名称	現場閉所 月単位	交替制 月単位
1	底面工	1.01	1.01
2	マット工 （アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	1.00
3	支保工	1.02	1.02
4	足場工	1.01	1.01
5	鉄筋工	1.02	1.02
6	吊鉄筋工	1.02	1.02
7	型枠工	1.02	1.02
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02	1.02
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02	1.02
9	止水板工	1.02	1.02
10	上蓋工	1.02	1.02
11	伸縮目地工	1.01	1.01
12	係船柱取付	1.02	1.02
13	防舷材取付	1.02	1.02
14	車止・縁金物取付	1.02	1.02
15	係船柱撤去	1.02	1.02
16	防舷材撤去	1.02	1.02
17	車止撤去	1.02	1.02
18	電気防食取付	1.02	1.02
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02	1.02
20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.02	1.02
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02	1.02
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01	1.01
23	ペトロラタム被覆	1.02	1.02
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02	1.02
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02	1.02
26	かき落とし工	1.02	1.02
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01	1.01
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.01	1.01
29	灯浮標設置・撤去	1.01	1.01
30	汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00	1.00
	汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船なし）	1.02	1.02
31	異形ブロック製作　型枠工	1.02	1.02
	異形ブロック製作　コンクリート打設工	1.02	1.02
	異形ブロック製作　給熱養生	1.01	1.01

別表２　空港工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

（１）現場閉所

	通期の週休２日工事（４週８休以上）	月単位の週休２日工事	完全週休２日（土日）工事
――	補正なし	――	――
共通仮設費率		1.01	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

（２）交替制

	通期の週休２日工事（４週８休以上）	月単位の週休２日交替制工事	完全週休２日交替制工事
――	補正なし	――	――
現場管理費率		1.02	1.03
休日率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

別表３　空港工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

（１）現場閉所

	通期の週休２日工事（４週８休以上）	月単位の週休２日工事	完全週休２日（土日）工事
労務費	補正なし	1.02	1.02
共通仮設費率		1.01	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

（２）交替制

	通期の週休２日工事（４週８休以上）	月単位の週休２日交替制工事	完全週休２日交替制工事
労務費	補正なし	1.02	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
休日率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

【削除】

別表４　空港工事における市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

【削除】

別表５　空港工事における標準単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マットエ（養生マットエ）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
Ｈ型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

【削除】

別表６　秋田県週休２日制工事の補正における端数処理

「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する港湾空港課運用」により、週休２日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。

（港湾工事）

１　適用積算基準

港湾請負工事積算基準により積算するものに適用する。

２　端数処理

２－１　労務費

・労務単価①　＝　労務単価　×　割増賃金係数　×　週休２日補正係数

端数処理：整数２位止め（整数第１位四捨五入）

２－２　市場単価

・市場単価①　＝　補正前市場単価

・市場単価②　＝　市場単価①　×　単価補正（施工規模等補正）

端数処理：整数止め（少数第１位切り捨て）

※「鉄筋加工組立」は、小数第２位止め（小数第３位切り捨て）

・市場単価③　＝　市場単価②　×　週休２日補正係数

端数処理：整数止め（少数第１位切り捨て）

（空港工事）

１　適用積算基準

空港請負工事積算基準により積算するものに適用する。

２　端数処理

２－１　労務費

・労務単価①　＝　労務単価　×　（１＋冬期割増補正率）

端数処理：少数第３位止め（少数第４位四捨五入）

・労務単価②　＝　労務単価①　×　夜間等の時間帯割増しに関する係数等

端数処理：少数第３位止め（少数第４位四捨五入）

・労務単価③　＝　労務単価②　×　週休２日補正係数

端数処理：少数第３位止め（少数第４位四捨五入）

・労務単価④　＝　労務単価③

端数処理：整数止め（少数第１位四捨五入）

２－２　市場単価

・市場単価①　＝　補正前市場単価

・市場単価②　＝　市場単価①　×　単価補正（施工規模等補正）

端数処理：少数第２位止め（少数第３位切り捨て）

・市場単価③　＝　市場単価②　×　週休２日補正係数

端数処理：少数第３位止め（少数第４位四捨五入）

・市場単価④　＝　市場単価③

端数処理：少数第２位止め（少数第３位切り捨て）

２－３　土木工事標準単価

・土木工事標準単価①　＝　補正前土木工事標準単価

・土木工事標準単価②　＝　土木工事標準単価①　×　単価補正（規格・仕様等補正）

端数処理：少数第２位止め（少数第３位切り捨て）

・土木工事標準単価③　＝　土木工事標準単価②　×　週休２日補正係数

端数処理：少数第３位止め（少数第４位四捨五入）

・土木工事標準単価④　＝　土木工事標準単価③

端数処理：少数第２位止め（少数第３位切り捨て）

別紙１－３

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
第１章　総則

項　　目（節）	内　　容	
週休２日制工事の対象	完全週休２日（土日）	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日（土日））である。 ・受注者は、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する港湾空港課運用」に基づいて実施するものとする。
	完全週休２日交替制	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日交替制）である。 ・受注者は、完全週休２日交替制及び月単位の週休２日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する港湾空港課運用」に基づいて実施するものとする。

【追加】